処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 3	
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項		14の3		
不利益処分	産業廃棄物処理業の事業の停止					

(根拠規定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業の停止)

- 第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは 唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第 一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(処分基準)

愛媛県廃棄物許可業者行政処分取扱要領

(行政処分を行う場合の原則)

- 第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。
- 2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者 を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、 違反行為の態様等に比例したものとしなければならない。

(事業停止命令の基準)

- 第5条 知事は、許可業者が別表第2の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、事業停止命令を行うものとする。
- 2 事業停止命令は、当該違反業者に係る産業廃棄物処理業の事業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成することができると認められるときは、この限りでない。

(行政処分の軽減の特例)

- 第7条 知事は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他知事が適当と認める特別の事由があるときは、第4条(別表第1 1から3の項を除く。) 第5条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することがある。
- 2 前項の場合において、別表第2 2の項若しくは3の項又は別表第3 2の項若しくは3の項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数を下回る日数を事業停止命令の期間とする軽減は、行わないものとする。

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

		+□ \/.÷⊞	ᄯᄪᆈᆁᇫᄼᆉᆉᄪ	±#□ 4 2				
N 4 4			循環型社会推進課 検	i				
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律							
不利益処分 産業廃棄物処理業の事業の停止								
別表第2 (第5条、第7条関係) 事業停止命令の基準								
1 別表第	1 別表第1 4、5又は6項のいずれかに該当する場合(第4条の規							
定により	定により許可の取消しを行わなかったものに限る。) 2 次の各号のいずれかに該当する場合							
2 次の台								
, ,	(1) 法第14条の3第2号又は第3号の規定に違反したとき。			改善期間				
(2) 法第	(2) 法第 15 条の2の6第1号、第2号又は第4号の規定に違反した							
とき。	とき。							
(3) 法第	第21条の2第2項の規定による	命令に違反	えしたとき。	要な期間				
1	各号のいずれかに該当する場合							
` '	第12条の4第1項の規定に違反			90日				
` '	(2) 法第12条の6第3項の規定による勧告に違反したとき。							
	(3) 法第 15 条の 19 第 4 項の規定による命令に違反したとき。							
	各号のいずれかに該当する場合							
' ' '	第 15 条の 2 第 5 項の規定に違反	60日						
(2) 法	第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定に	- 遅欠したと	ごさ。					
5 次の領	各号のいずれかに該当する場合							
(1) 法第	(1) 法第 12 条第 6 項又は第 11 項の規定に違反したとき。							
(2) 法第	(2) 法第 12 条の 2 第 6 項又は第 12 項の規定に違反したとき。							
(3) 法第	(3) 法第 12 条の 3 第 1 項から第 5 項、第 8 項又は第 9 項の規定に違							
反し#	反したとき。 (4) 法第12条の4第2項又は第3項の規定に違反したとき。							
(4) 法第								
(5) 法第	(5) 法第 12 条の 5 第 1 項から第 3 項又は第 5 項の規定に違反したと							
き。	き。							
	(6) 法第 14 条第 15 項の規定に違反したとき。							
()	(7) 法第14条の2第3項の規定に違反したとき。							
	(8) 法第14条の3第3号の規定に違反したとき。							
, , , ,	(9) 法第14条の4第16項の規定に違反したとき。							
	(10) 法第 14 条の 5 第 3 項の規定に違反したとき。							
, ,	(11) 法第 15 条の 2 の 3 の規定に違反したとき。							
' '	(12) 法第15条の2の5第3項の規定に違反したとき。							
	(13) 法第15条の2の6第4号の規定に違反したとき。 (14) 法第15条の4の規定に違反したとき。 (45) 法第45条の4の6第3項の規定に違反したとき。							
` '								
	(15) 法第 15 条の 4 の 6 第 2 項の規定に違反したとき。 (16) 法第 15 条の 19 第 1 項から第 3 項までの規定に違反したとき。							
(1/) /#	第18条の規定による報告を拒る	ス 人は昼気	が対反方をしたてる。					

(様式2) 処分基準(不利益処分関係)